

# 静岡県立大学大学院特別聴講学生規程

平成19年4月1日 規程第75号

改正 平成24年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第30条の規定に基づき、特別聴講学生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学者の選考及び入学許可)

第2条 特別聴講学生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、各研究科委員会又は学府委員会の選考を経て、学長が入学を許可する。

(入学資格)

第3条 特別聴講学生として入学することのできる者は、本大学院と協議が整った大学院（以下「他大学院」という。）の学長が推薦する学生とする。

2 前項の協議は、次に掲げる事項とする。

- (1) 聴講する授業科目及び単位数
- (2) 聴講時間
- (3) 聴講した授業科目にかかる成績評価及び通知に関する事項
- (4) その他必要事項

(入学の時期)

第4条 特別聴講学生は、毎学期始めに入学を許可する。

(入学の志願)

第5条 入学志願者は、次の各号に定められた書類により、当該研究科長又は学府長を経て、学長に願出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生入学願書
- (2) 履歴書（写真）
- (3) 他大学院の学業成績証明書
- (4) 他大学院の学長の推薦書
- (5) その他指定する書類

(費用の負担)

第6条 聴講を許可された者は、大学院間の協議により徴収しない場合を除き、所定の期日までに聴講料を納付しなければならない。

2 実験、実習に要する特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

(聴講期間)

第7条 聴講期間は1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。

(準用)

第8条 静岡県立大学学則及び静岡県立大学大学院学則中、学生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。